

特定健康診査・受診券に関するQ & A

(平成22年4月1日作成)

Q1 特定健診ってなに？

平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、各医療保険者に実施が義務付けられました。

これまでの、疾病の早期発見、早期治療のための健診から、新たに内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健診を実施して、生活習慣病予防のための保健指導を行うことにより、健康寿命の延伸を目指します。

Q2 特定健診の対象者は？

大阪市国民健康保険に加入されている40歳以上の方が対象になります。
(翌年の3月末までに40歳になる方を含みます。)

毎年、4月1日時点で加入されている方には「受診券」を4月末頃に送付しています。

Q3 年度の途中で国保に加入した場合は？

年度の途中に加入された40歳以上の方で特定健診の受診を希望される場合は、別途申し込みが必要です。お住まいの区の区役所保険業務担当までお問い合わせください。

Q4 年度の途中で市外に引っ越しましたが受診券は使えますか？

受診日現在に大阪市国保に加入されていない場合は、ご利用になれません。

なお、市内の引っ越しで、引き続き大阪市国保に加入される場合は、お手元の受診券をそのままご使用いただけます。

Q6 今年75歳になります。特定健診を受診できますか？

75歳の誕生日の前日まで受診することができます。

75歳になられた場合は、後期高齢者医療制度に加入することになりますので、大阪府後期高齢者医療広域連合が実施する同様の健診を受診していただけます。ただし、3月生まれの方は、翌年度からの受診となります。

Q7 受診券を失くしてしまった場合は？

お住まいの区の区役所の保険業務担当で再発行しますので、保険証をお持ちになって窓口に出してください。

もし、失くした受診券が見つかった場合は、すぐに区役所に返却してください。そのままご使用になり、同じ年度中に2回受診されると、かかった健診費用を負担していただく場合がありますので、ご注意ください。

Q 8 毎年、国保の「1日人間ドック」を受診しています。特定健診も同時に受診できますか？

特定健診の受診券をお持ちの方は、1日人間ドックと特定健診を同時に受診していただきますので、受診の際は必ず、受診券と保険証をご持参ください。その場合、1日人間ドックの利用料がお安くなります。

Q 9 入院中ですが、その場合も対象ですか？

入院中の方については、医療機関が医学的な管理を行うことになっていきますので、6か月以上継続して入院している方は特定健診の対象外になっていきます。

Q 10 勤務先で定期健診を受けたのですが、特定健診も受診しなければなりませんか？

労働安全衛生法に基づく定期健診（事業主健診）のほうが優先されますので、特定健診は受診していただく必要はありません。

なお、お住まいの区の保健福祉センターに健診結果をお持ちいただければ、健診結果により対象となる方には、特定保健指導を利用していただけます。

Q 11 費用はいくらかかるの？

基本的な健診項目は「無料」で受診していただけます。

詳細な健診が必要な場合は、600円の負担をお願いします。ただし、70歳以上の方、老人医療証をお持ちの方、市民税非課税世帯の方は無料になります。

Q 12 詳細な健診ってなに？

前年の健診結果等により、国の基準に該当し医師が必要と判断した場合に実施します。貧血検査、心電図検査、眼底検査の3種類のうち、必要な検査を実施します。詳細な健診の費用は600円で、検査の種類、数によって金額は変わりません。

Q 13 食後10時間以上あけるのはなぜ？

血糖値と中性脂肪の検査は空腹時に行う必要があるため、食後10時間以上あけて受診してください。お水やお湯は飲んでかまいません。

ただし、糖尿病などの治療中で、服薬方法や飲食を制限することに注意が必要な方は、必ず主治医にご相談ください。

また、健診前日のアルコールの摂取や激しい運動は控えてください。

Q14 いつでも受診できますか？

毎年4月～3月のお好きな時期に受診していただけます。ただし、75歳になられる方は誕生日の前日までに受診してください。

お送りした受診券に同封されている一覧から、お好きな取扱医療機関または集団健診実施会場を選んで受診してください。

なお、医療機関により予約が必要な場合がありますので、各医療機関まで事前にお問い合わせください。

Q15 集団健診も予約が必要？

各区の保健福祉センターや地域の小学校で実施する集団健診は、予約の必要はありません。

なお、実施会場によっては各種がん検診（有料）や骨量検査も同時に受診していただけますが、こちらは予約が必要です。保健福祉センターの保健（健診）業務担当までお申し込みください。

Q16 近くの診療所で受診したいのですが？

特定健診の取扱医療機関は登録制になっています。お住まいの区にある取扱医療機関は受診券に同封の一覧のとおりですが、一覧の作成後に取扱医療機関が新たに追加されている場合や、取扱いを中止している場合がありますので、そのほかの取扱医療機関については、区役所の保険業務担当または保健福祉センターの保健（健診）業務担当までお問い合わせください。

Q17 市外の病院でも受診できますか？

大阪府下の取扱医療機関で受診できます。

取扱医療機関については、大阪市のホームページをご覧ください。区役所の保険業務担当または保健福祉センターの保健（健診）業務担当までお問い合わせください。